

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年4月までの期間、50年1月から同年4月までの期間及び56年4月から57年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から48年4月まで
② 昭和50年1月から同年4月まで
③ 昭和56年4月から57年2月まで

結婚前のことは記憶に無いが、結婚後は妻が定期的に国民年金保険料を納付してきた。また、一度、免除申請をしたが却下になったことがあったため、申立期間③については妻が保険料を納付していたはずであるので、申立期間①及び②が未加入で、申立期間③が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の加入年月日から昭和54年4月頃に払い出され、その頃に加入手続をしたものと推認されるが、その時期においては申立期間①及び②は時効のため納付することができない。

また、申立期間①については、申立人は国民年金への加入手続及び保険料納付には関与しておらず、納付した人物や具体的な時期及び場所、納付金額についての具体的な記憶も無いことから、保険料納付状況については不明である。

さらに、申立期間②については、申立人は申立人の妻が納付していたと供述しているが、申立人の妻は、「私が任意加入した昭和54年1月以前にも夫の年金をかけてきたと思ったが、夫の年金手帳を見て確信できなくなった。」と供述していることから、申立人の妻による保険料納付については、記憶に曖昧な点も見られる。

加えて、申立期間①及び②の期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

一方、申立期間③については、申立人は昭和 56 年 4 月から 57 年 2 月までの保険料の納付について、免除申請をしたが却下されたため、妻が集金人へ納付していたと供述しているが、A 町の国民年金被保険者名簿には昭和 56 年度の国民年金保険料が申請免除されていることを示す記載が見られ、取り消された形跡も無く、オンライン記録とも一致している。

また、申立期間当時、申立人が居住していた地域を担当する集金人であった者は既に死亡していることから、申立人の保険料納付状況について確認することはできない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 2 月まで

申立期間において、免除申請をしたが却下されたため、集金人に保険料を納付していたはずであるので、申立期間が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は昭和 56 年 4 月から 57 年 2 月までの保険料の納付について、免除申請をしたが却下されたため集金人に納付していたと供述しているが、A町の国民年金被保険者名簿には昭和 56 年度の国民年金保険料が申請免除されていることを示す記載が見られ、取り消された形跡も無く、オンライン記録とも一致している。

また、申立期間当時、申立人が居住していた地域を担当する集金人であった者は既に死亡していることから、申立人の保険料納付状況について確認することはできない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 1 日から 33 年 4 月まで
② 昭和 33 年 5 月 1 日から 36 年 3 月まで
③ 昭和 36 年 4 月 1 日から 43 年 2 月まで
④ 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 12 月まで
⑤ 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 12 月まで
⑥ 昭和 45 年 6 月 1 日から同年 12 月まで
⑦ 昭和 46 年 5 月 1 日から同年 11 月まで
⑧ 昭和 47 年 7 月 1 日から同年 12 月まで
⑨ 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 12 月まで
⑩ 昭和 49 年 5 月 1 日から同年 12 月まで
⑪ 昭和 63 年 5 月 1 日から平成元年 12 月まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。当時、季節雇用で毎年 5 月頃から 12 月頃まで勤務し、給与から厚生年金保険料を引かれていた。勤務した事業所の順番については正確に覚えていないものの、冬期間以外は間を空けずに勤務していたので、保険料控除の証明となる資料は無いが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が(株)A(現在は、(株)B)に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、(株)Bに照会したところ、「昭和 54 年 3 月に合併したため、それ以前の書類は破棄しており分からない。」との回答を得ており、申

立人の勤務状況及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人及び同僚の供述を踏まえると、当時、一つの造材現場で 30 人ないし 50 人程度の作業員が働いており、多い時期で工場勤務者を含めると 200 人近くの従業員が勤務していたことがうかがわれるが、申立期間①及び③当時、(株) A の C 町における適用事業所であった(株) A の D 工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)を確認すると、申立期間①の同社に係る厚生年金保険の被保険者数は 35 人から 40 人、申立期間③の同社に係る厚生年金保険の被保険者数は 44 人から 76 人となっていることから、申立期間当時、同社では、勤務する従業員を必ずしも一律に厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 6 人に照会したところ、このうち 2 人から「申立人は現場作業員として勤務していた。」との供述が得られたものの、いずれも「現場で働く日雇の人たちは厚生年金保険に加入していなかった。」、「当時、事務職と製材工場の職工のみ厚生年金保険に加入しており、現場で働く人たちは加入していなかったと思う。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿及び被保険者原票において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿及び同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、E (株) に照会したところ、「申立人の勤務実態、届出の有無、保険料の控除については不明である。」との回答を得ており、申立人の勤務状況及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人及び同僚の供述を踏まえると、当時、当該事業所には作業員が 15 人以上働く現場が 5、6 か所存在していたことがうかがわれるが、申立期間②当時、同社に係る被保険者名簿を確認すると、申立期間②の同社に係る厚生年金保険の被保険者数は 11 人から 19 人となっていることから、申立期間当時、同社では、勤務する従業員を必ずしも一律に厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 6 人に照会したところ、回答が得られた 4 人のうち現場責任者として勤務した者は、「現場で働く人たちは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、現場補助員として勤務した者も「社員以外は臨時雇用だったので、現場作業員は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述してい

る。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④について、F(株)(申立期間④当時は、G(株))に照会したところ、「当時の担当者、在職者が死亡しており、書類も処分しているため不明。」との回答を得ており、申立人の勤務状況及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間④当時、G(株)において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者6人に照会したところ、回答が得られた4人のうち運転手として勤務した者は、「現場で働く人たちは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、事務担当者として勤務した者も「現場で働く人たちは厚生年金保険に加入しておらず、各自国民年金に加入していた。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑤について、オンライン記録によると、H(株)I出張所は昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、後継事業所であるJ(株)に照会したところ、「資料が残っていないため不明。」との回答を得ており、申立人の勤務状況及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人及び同僚の供述を踏まえると、申立期間⑤当時、H(株)I出張所には作業員が20人以上働く現場が数か所存在しており、少なくとも200人から300人くらいの作業員が勤務していたことがうかがわれるが、当該事業所に係る被保険者原票を確認すると、申立期間⑤の同社に係る厚生年金保険の被保険者数は60人から63人となっていることから、申立期間当時、同社では、勤務する従業員を必ずしも一律に厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録により、申立期間⑤当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者6人に照会したところ、回答が得られた5人のうち現場責任者として勤務した2人の者は、それぞれ「現場の季節作業員は日雇なので厚生年金保険は掛けていないはずである。日雇の人たちに厚生年金保険を掛けるようになったのは最近のことで、当時は掛けないのが普通の取扱いだったと思う。」、「現場の季節労働者は、当時、厚生年金保険を掛けていなかった。季節労働

者に厚生年金保険を掛けるようになったのは平成になる頃からではないかと思う。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑥について、オンライン記録によると、K(株)L出張所は平成10年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、後継事業所であるJ(株)に照会したところ、「資料が残っていないため不明。」との回答を得ており、申立人の勤務状況及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間⑥当時、K(株)及び同社L出張所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者10人に照会したところ、回答が得られた6人のうち申立期間⑥後に同社L出張所長であった者は、「昭和40年代には現場の作業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しており、申立期間⑥当時、同社L出張所の事務担当者であった者も「現場で働く季節労働者は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

加えて、K(株)及び同社L出張所に係る被保険者原票において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑦について、給与事務担当者の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がM(株)(現在は、(株)N)に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、(株)Nに照会したところ、「当社O出張所は廃止となっており、当時の資料は無く、担当者もいないため全く分からない。」との回答を得ており、申立人の勤務状況及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、同僚の供述を踏まえると、当時、M(株)には現場作業員が400人以上勤務していたことがうかがわれるが、当該事業所に係る被保険者原票を確認すると、申立期間⑦の同社に係る厚生年金保険の被保険者数は165人から171人となっていることから、申立期間当時、同社では、勤務する従業員を必ずしも一律に厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録により、申立期間⑦当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者6人に照会したところ、回答が得られた5人のうち、申立期間⑦当時、現場代理人であった者は、「厚生年金保険は職員のみ加入しており、現場作業員は加入していなか

った。」と供述しており、別の出張所の所長であった者は、「現場作業員ならば季節雇用であり、正社員以外は厚生年金保険に加入していない。同業他社でも山で働く労働者を厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

7 申立期間⑧について、複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がP(株)に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当時の書類が無いので確認できない。」との回答を得ており、申立人の勤務状況及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間⑧当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者6人に照会したところ、回答が得られた2人のうち、事業主であった者は、「季節労働者は短い期間で出入りが多かったため、失業保険は掛けたが厚生年金保険は掛けていなかった。」と供述しており、現場の季節労働者の雇用保険関係の事務を担当していた者も「現業職の方々は全員短期雇用であり、雇用保険のみ掛けていた。当時は、P(株)に限らず、季節労働者に厚生年金保険を掛けないのが一般的で、雇用保険も掛けたり掛けなかったりしていた。季節労働者にも健康保険や厚生年金保険を掛けるようになったのは平成になってからである。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

8 申立期間⑨について、オンライン記録によると、Q(株)(厚生年金保険の適用事業所名は、R社)は昭和45年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間⑨は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿を確認すると、「昭和49年12月3日、商法第406条ノ3第1項の規定により解散」と記載されており、5年以上登記行為の無い休眠会社として職権解散されていることから、申立期間⑨には既に営業していなかったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者5人に照会したところ、回答が得られた4人のうち、事務担当者であった2人の者は、それぞれ「会社が営業をやめた日ははっきりとしないが、昭和48年には営業し

ていなかったと思う。当時、現場には多数の季節労働者が働いていたが、それらの季節労働者を厚生年金保険に加入させた記憶は無い。」「Q(株)は昭和45年8月頃に不渡手形を出して倒産したように記憶している。自分が勤務していた期間は、現場で働く人たちに失業保険は掛けていたが、厚生年金保険は掛けていなかった。」と供述しており、現場責任者であった者も「現場の季節労働者は全体で100人を軽く超えていたと思う。当時は季節労働者に厚生年金保険を掛けていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 9 申立期間⑩について、オンライン記録によると、(有)Sは平成9年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑩に適用事業所であったことが確認できない。

また、当該事業所に照会したところ、「昭和47年7月1日からSという名称で営業しているが、平成9年6月1日以前に厚生年金保険の適用事業所となったことは無く、それまでは各自国民年金と国民健康保険に加入していた。」との回答を得ている。

さらに、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成9年6月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の者は、いずれもそれ以前から同社に勤務していた旨供述する一方で、「会社が適用事業所となる以前は、国民年金と国民健康保険を掛けていた。」と供述しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となる以前に給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間⑩における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 10 申立期間⑪について、オンライン記録によると、(株)Tは平成9年12月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑪に適用事業所であったことが確認できない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、商業登記簿上の代表取締役厚生年金保険の加入状況等について照会したが、回答は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、同社が厚生年金保険の適用事業所であった平成9年12月2日から24年1月31日までの間に資格を取得した被保険者は4人のみであり、そのうち、代表取締役を除く3人は死亡しているため申立期間⑪中の状況について聴取することができない。

加えて、申立人が当該事業所において一緒に勤務したとして名前を挙げた二人の同僚の年金記録を確認すると、国民年金の加入記録のみであり、厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間⑪における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 11 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 9 月まで

前職を退職後、すぐに(株)Aの本社技術部に正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

同僚の名前は覚えていないが、入社と同時に厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち昭和 53 年 12 月 1 日から 54 年 8 月 8 日までの期間において、(株)Aに勤務していたことが認められる。

しかしながら、(株)Aにおいて、申立期間の始期と同年である昭和 53 年に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、「私は、入社後すぐに厚生年金保険への加入手続きが行われなかったため、担当者に確認したところ、加入手続きが取られた。確認しなかった者は、厚生年金保険への加入手続きは取られなかったと思う。」と供述している上、申立人は、「当時の本社の従業員数は、14 人から 16 人であった。」と述べているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる申立期間の同社に係る厚生年金保険の被保険者数は、6 人から 8 人となっていることから、申立期間当時、同社では、勤務する従業員を必ずしも一律に厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

また、(株)Aの元代表取締役は、「当時の資料は全て廃棄済みであるため、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除状況等については分からない。」と回答している上、同社において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の同僚は、いずれも申立人を覚えていないことか

ら、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。